

# ○尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例

昭和39年4月1日

条例第2号

改正 昭和45年3月31日条例第4号 昭和45年9月14日条例第56号  
昭和48年3月31日条例第10号 昭和50年3月24日条例第12号  
昭和51年3月31日条例第18号 昭和54年3月24日条例第6号  
昭和55年3月31日条例第15号 昭和55年5月23日条例第38号  
昭和56年3月28日条例第13号 昭和56年10月1日条例第26号  
昭和57年5月25日条例第24号 昭和57年12月21日条例第46号  
昭和58年3月31日条例第12号 昭和60年10月21日条例第40号  
昭和62年12月25日条例第36号 平成2年12月7日条例第30号  
平成5年3月31日条例第14号 平成14年3月1日条例第7号  
平成17年10月25日条例第54号 平成18年3月28日条例第30号  
平成20年12月25日条例第38号 平成22年3月30日条例第22号  
平成23年3月28日条例第12号 平成25年3月26日条例第27号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市立老人福祉センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(昭45条例56・一部改正)

(設置)

第2条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の規定に基づく老人福祉センターとしてセンターを設置する。

(昭45条例56・昭48条例10・昭51条例18・平2条例30・平18条例30・一部改正)

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次表のとおりとする。

名称	位置
総合老人福祉センター	尼崎市東難波町4丁目9番25号
鶴の巣園	尼崎市東園田町6丁目91番地の2
千代木園	尼崎市稲葉荘2丁目24番5号
福喜園	尼崎市南武庫之荘1丁目7番20号
ワークセンター 和楽園	尼崎市東大物町1丁目1番3号

(昭45条例4・一部改正、昭45条例56・昭48条例10・全改、昭50条例12・昭51条例18・昭54条例6・昭55条例15・昭55条例38・昭56条例13・昭56

条例 26・昭 57 条例 24・昭 57 条例 46・昭 58 条例 12・昭 60 条例 40・平 14 条例 7・平 18 条例 30・一部改正)

(事業)

第 4 条 センターは、老人（60 歳以上の者をいう。以下同じ。）に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する事業を行う。

2 ワークセンター和楽園は、前項に規定する事業のほか、授産事業を行う。

(昭 45 条例 56・昭 50 条例 12・平 25 条例 27・一部改正)

(利用の許可)

第 5 条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(昭 45 条例 56・一部改正)

(使用料)

第 6 条 センターの利用は、無料とする。ただし、老人以外の者で前条の許可（以下「利用許可」という。）を受けたものは、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(昭 45 条例 4・昭 45 条例 56・平 17 条例 54・平 22 条例 22・平 23 条例 12・平 25 条例 27・一部改正)

(原状回復義務等)

第 6 条の 2 自己の責めに帰すべき事由によりセンターの施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平 25 条例 27・追加)

(センターの管理)

第 7 条 センターの管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(昭 58 条例 12・追加、平 2 条例 30・一部改正、17 条例 54・全改)

(指定管理者の指定の申請)

第 8 条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平 17 条例 54・追加)

(指定管理者の選定)

第 9 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、センターの管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) センターの管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(平17条例54・追加)

(指定管理者の指定等の公告)

第10条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(平17条例54・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条第1項に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 利用許可、その取消しその他センターの利用に関すること。
- (3) センターの利用に係る使用料の徴収に関すること。
- (4) センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める業務

(平17条例54・追加、平25条例27・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

(平17条例54・追加)

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、センターの管理について必要な事項は、市長が定める。

(昭45条例56・昭58条例12・一部改正、平17条例54・旧第8条繰下)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(平20条例38・旧付則・一部改正)

(指定管理者の選定の特例等)

- 2 第8条及び第9条の規定にかかわらず、市長は、当分の間、センター（総合老人福祉センターを除く。以下同じ。）の管理について、地域福祉の理念に基づき、センターの管理を通じて高齢者福

社の向上に寄与することができる社会福祉法人を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定することができる。

(平20条例38・追加)

- 3 市長は、前項の規定により選定する場合は、指定管理者の指定を受けようとする社会福祉法人をして指定管理者指定申請書及び事業計画書その他規則で定める書類を提出させるものとする。

(平20条例38・追加)

- 4 付則第2項の規定により選定する場合における第10条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは「付則第2項」と、「法人等」とあるのは「社会福祉法人」とする。

(平20条例38・追加)

付 則 (昭和45年3月31日条例第4号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則 (昭和45年9月14日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和48年3月31日条例第10号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和48年6月12日規則46で、昭和48年6月19日から施行)

付 則 (昭和50年3月24日条例第12号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和50年5月30日規則46で、昭和50年5月31日から施行)

付 則 (昭和51年3月31日条例第18号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則 (昭和54年3月24日条例第6号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和54年7月31日規則35で、昭和54年8月1日から施行)

付 則 (昭和55年3月31日条例第15号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和55年4月9日規則第35号で、千代木園今北分館に係る改正規定は昭和55年4月10日、昭和55年5月28日規則第44号で、福喜園南武庫之荘分館に係る改正規定は昭和55年6月1日から施行)

付 則 (昭和55年5月23日条例第38号)

この条例は、昭和55年6月1日から施行する。

付 則 (昭和56年3月28日条例第13号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和56年4月24日規則28で、昭和56年4月25日から施行)

付 則（昭和56年10月1日条例第26号）

この条例は、昭和56年11月1日から施行する。

付 則（昭和57年5月25日条例第24号）

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

付 則（昭和57年12月21日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和58年3月31日条例第12号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第3条の表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（昭和58年5月27日規則44で、昭和58年6月7日から施行）

付 則（昭和60年10月21日条例第40号）

この条例は、昭和60年11月5日から施行する。

付 則（昭和62年12月25日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和63年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則（平成2年12月7日条例第30号）

この条例は、平成3年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条中尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第7条の改正規定 公布の日

(2) (略)

(3) (略)

付 則（平成5年3月31日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料

を納付したものとみなす。

付 則（平成14年3月1日条例第7号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成17年10月25日条例第54号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。

(1)～(5) 略

(6) 第6条中尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第8条を同条例第13条とする改正規定及び同条例第7条の次に5条を加える改正規定（第8条から第10条までに係る部分に限る。）

(7)～(23) 略

(24) 次項から付則第4項までの規定

（選定の特例）

2 （略）、尼崎市立老人福祉センター、（略）については、この条例の公布の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定に基づきそれぞれの公の施設の管理を受託している者を、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定を受けるべきものとして選定することができる。

3 市長（尼崎市立社会体育施設にあっては、教育委員会。以下同じ。）は、前項の規定により選定をする場合は、指定管理者の指定を受けようとするものをして指定管理者指定申請書及び事業計画書その他市長が別に定める書類を提出させるものとする。

付 則（平成18年3月28日条例第30号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成20年12月25日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年3月30日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則（平成23年3月28日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成25年3月26日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの）は、この条例による改正後の尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

別表

（昭45条例4・全改、昭45条例56・昭62条例36・平5条例14・一部改正、平22条例22・平25条例27・全改）

区分		使用料
入場		1人1回につき 180円
個室利用	1回3時間以内のとき	1室につき 260円
	1回3時間を超えるとき	1室につき 540円
摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間等及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。		